

深谷市国民健康保険税の改正について



深谷市保険年金課

I 国民健康保険の都道府県化

1 埼玉県国民健康保険運営方針

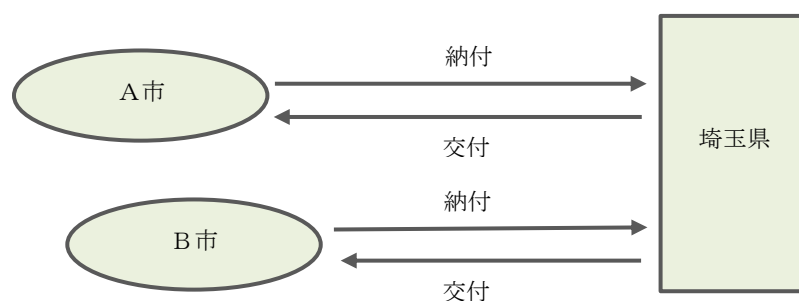
国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、被用者保険等に加入していないかたを対象にこれまで市町村が運営し、地域住民の医療の確保や健康保持を担い、国民皆保険の基盤的役割を果たしてきました。しかしながら、加入者の高齢化や、医療の高度化に加え、所得水準が被用者保険等の加入者に比べて低い傾向にあるなど、構造的な問題を抱え財政基盤の脆弱化が進んでいることから、それらを補うために、一般会計から法定外繰入を行っている状況です。

こうした問題を解決するため、国は、国保への財政支援の拡充措置を講じた上で、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とし、県と市町村とで国保制度を共同運営することとしました。

この制度改正に伴い、埼玉県（以下「県」といいます。）は、国保の安定的な運営に向け、平成29年9月に「第1期 国民健康保険運営方針」を策定し、一般会計からの法定外繰入金金の削減、収納率目標の設定、医療費適正化の推進を定め、各市町村は、この運営方針に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

しかしながら、これらの取り組みを行ってもなお、多くの市町村で法定外繰入を行っているのが現状です。こうした状況を踏まえ、県は令和2年12月に策定した「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」において、医療費適正化の一層の取組促進や赤字の削減解消に取り組み、令和9年度までに市町村ごとに異なる保険税水準を統一することを目標に掲げました。

本市の国保事業の健全かつ安定的な運営を目指し、県が策定したこの「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」に適切に対応するため、深谷市国民健康保険税の改正について検討していくものです。



- ・市町村は、県で必要となる保険給付費等を賄うため県が示す「納付金」を保険税等で確保し、県に納める。
- ・県は、市町村に保険給付費（医療機関に支払う医療費）に必要な費用を全額交付する。

2 埼玉県標準保険税率と市の現行税率

国民健康保険制度は高齢者や低所得者の加入割合が増加傾向にあることから、財政基盤が脆弱であり、本市においても財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れている状況にあります。

本市では、年々被保険者が減少傾向にあり、これに伴い税収も減少しています。その一方で、医療の高度化等により、歳出である一人当たりの医療費は増加が見込まれており、国保財政は、今後さらに悪化する恐れがあります。

また、毎年、納付金を賄うための税率（以下「標準税率」といいます。）が県から示されていますが、現時点で、この標準税率と現行税率に大幅な差が生じています。

健全かつ安定的な運営に向け、歳入の確保、歳出の抑制を目標に、「深谷市国民健康保険財政見通し」や「第2期 深谷市国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）」に従い、保険税の収納率の向上、適正な保険税率の設定、医療費の適正化、保険給付費の適正化について、積極的に推進していくものとします。

なお、保険税率の設定に当たっては、被保険者の急激な負担増に配慮しながら、計画的に保険税率の見直し等を行っていくこととします。

■ 現行税率と標準税率の比較

区分		令和4年度 深谷市税率	令和4年度 県標準税率	差
医療分	所得割	6.3%	6.73%	0.43%
	資産割	35.0%	廃止	▲35.0%
	均等割	12,000円	41,056円	29,056円
	平等割	17,000円	廃止	▲17,000円
	賦課限度額	63万円	65万円	2万円
後期支援分	所得割	2.7%	2.4%	▲0.3%
	均等割	9,000円	14,175円	5,175円
	賦課限度額	19万円	20万円	1万円
介護分	所得割	1.2%	2.6%	1.4%
	均等割	9,000円	18,886円	9,886円
	賦課限度額	17万円	17万円	-
合計	所得割	10.2%	11.73%	1.53%
	資産割	35.0%	廃止	▲35.0%
	均等割	30,000円	74,117円	44,117円
	平等割	17,000円	廃止	▲17,000円
	賦課限度額	99万円	102万円	3万円

Ⅱ 本市の国保事業の現状

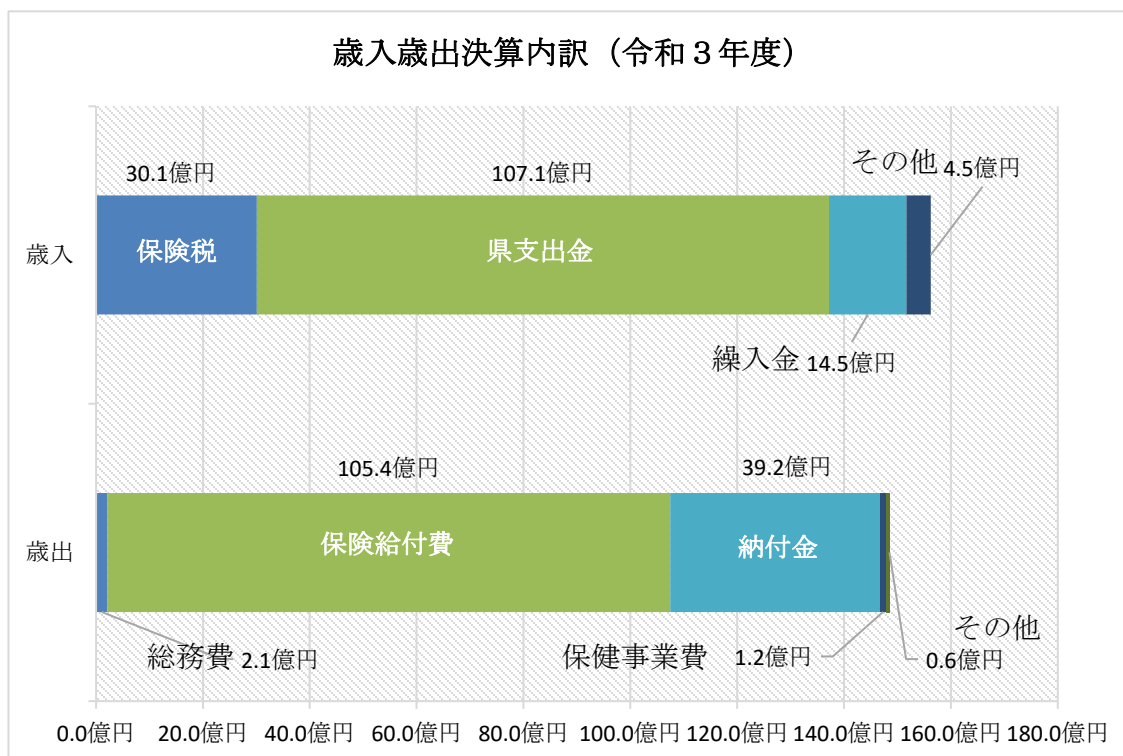
1 国保財政の状況

平成30年度の国保制度改正により、市町村は給付に必要な費用の全額を県から交付されることとなりました。これにより、保険給付費が突発的に増加した年度においても県から交付金を受け取ることができ、市町村国保財政は制度改正前に比べて安定しました。

また、市町村は、県で必要となる保険給付費等を賄うため、県が示す「納付金」を保険税等で確保し、県に納めます。

令和3年度決算における本市の国民健康保険特別会計の歳入については、保険税が約30.1億円、県支出金が約107.1億円、一般会計からの繰入金が約14.5億円、その他が約4.5億円となっています。

歳出については、総務費が約2.1億円、保険給付費が約105.4億円、納付金が約39.2億円、保健事業費が約1.2億円、その他が約0.6億円となっています。



2 一般会計繰入金の状況

国民健康保険特別会計の令和3年度歳入決算における一般会計からの繰入金は約14億5,000万円で、そのうちの法定繰入金は約8億1,400万円で、法定外繰入金は約6億3,600万円となっています。また、歳入から繰越金や法定外繰入金を除いた実質的な赤字額は、約2億6,000万円となっています。

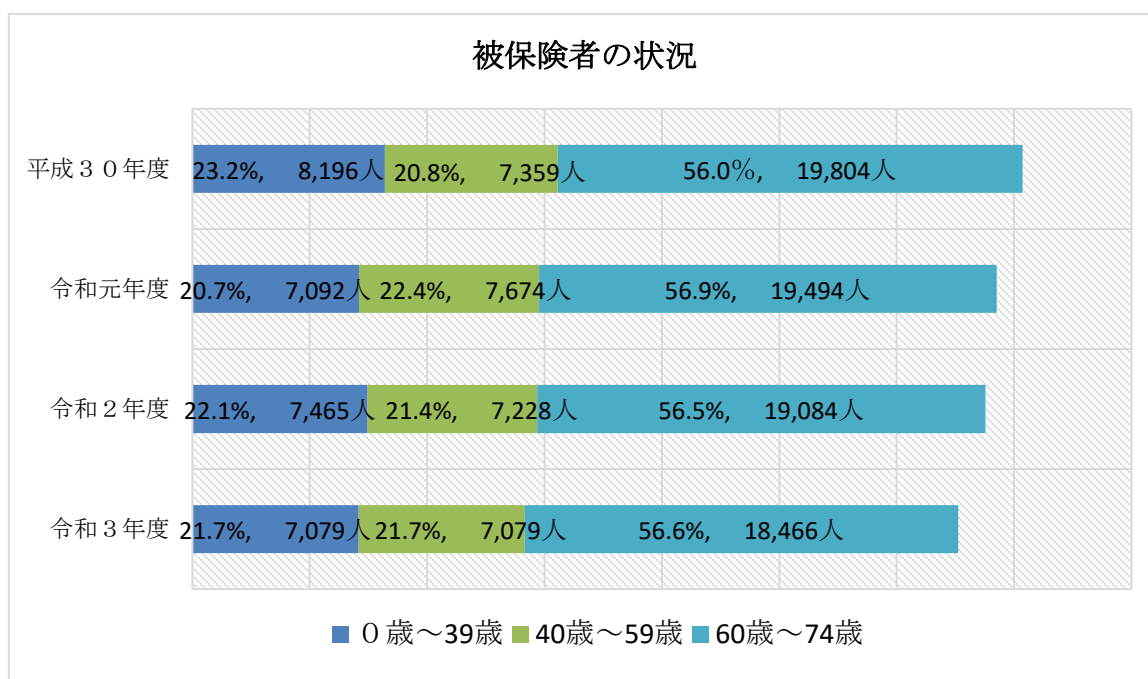
(単位：千円)

年度	一般会計繰入金			実質的赤字額
		法定繰入金	法定外繰入金	
平成30年度	1,013,235	858,137	155,198	236,700
令和元年度	1,093,515	806,079	287,436	202,546
令和2年度	920,749	827,013	93,736	83,649
令和3年度	1,449,997	813,894	636,103	262,568

3 被保険者の状況

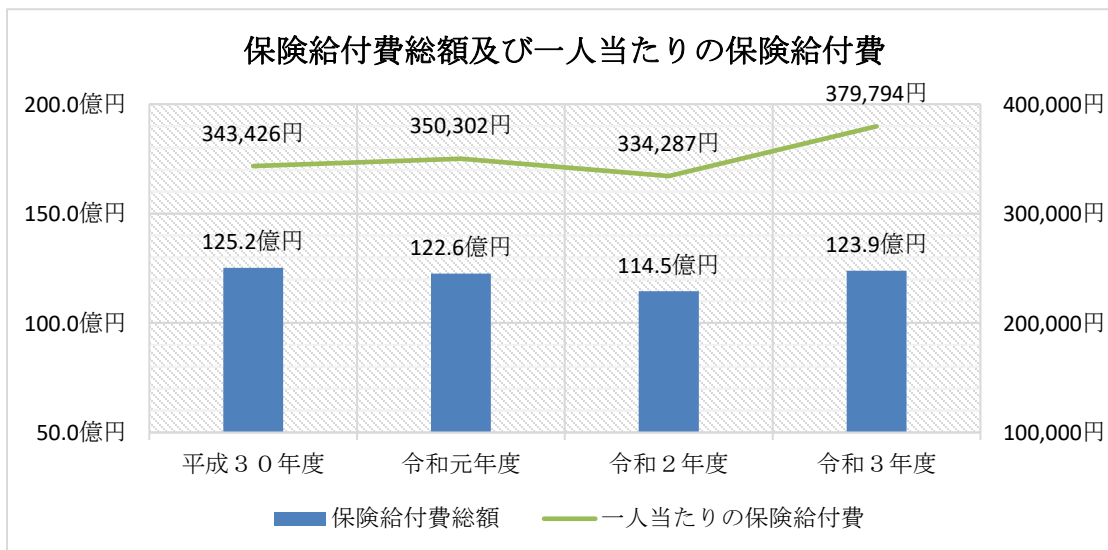
被保険者は、全国的な傾向と同様、後期高齢者医療制度等への脱退者数の増加に伴い、年々減少しています。

また、令和3年度において、被保険者の年齢区分別構成割合は、60歳以上が56.6%を占め、高齢化が進行しています。



4 被保険者の一人当たりの医療費

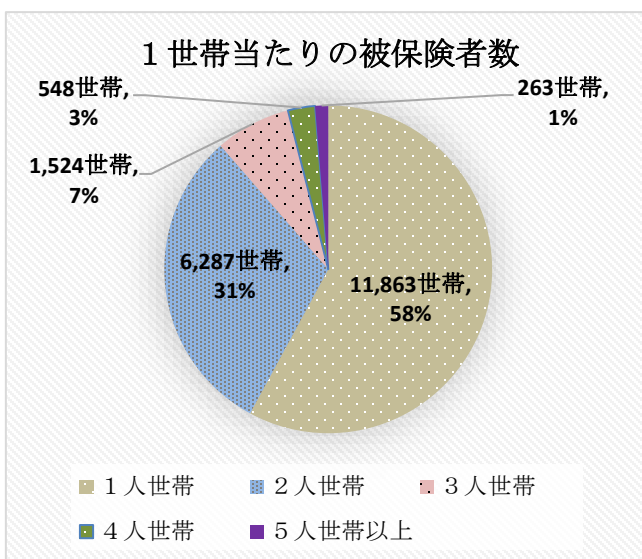
被保険者数が減少しているため、保険給付費の総額は減少傾向にありますが、被保険者の高齢化や、医療の高度化等により、一人当たりの保険給付費は年々増加しています。



5 世帯の状況

令和3年度の1世帯当たりの被保険者数の割合は、1人世帯が58%になっており、2人世帯と合わせると全体の89%を占めています。

また、所得階層別加入世帯の状況については、所得なしの世帯区分が27%を占め、さらに200万円未満の世帯区分を含めると全体の75%を占めており、所得水準が低い世帯の割合が高い傾向にあります。



世帯所得	世帯数	割合
所得なし	5,583	27.2%
100万円未満	5,010	24.5%
200万円未満	4,840	23.6%
300万円未満	2,600	12.7%
400万円未満	1,138	5.6%
500万円未満	494	2.4%
600万円未満	274	1.3%
600万円以上	546	2.7%

Ⅲ 国保事業の効率的・安定的な運営に向けた取り組み

1 歳入の確保について

保険税収納率の向上施策について

保険税を適正に徴収することが、国保の安定的な運営の前提となります。

現年度分の確実な徴収に向け、口座振替の推進強化として、地域通貨ネギーを活用した申込みキャンペーンやペイジー口座振替を活用した窓口受付を実施するほか、多様な収納方法の研究などにより、納税者の利便性向上を図ります。

また、SMSやオートコールによる効率かつ効果的な催告などにより、現年度滞納分を過年度に繰り越さないための対策に取り組めます。

併せて、滞納対策として、差し押さえや執行停止などの適正かつ厳正な滞納処分の実施に努め、公平な税負担と収納率の向上を図ります。

2 歳出の抑制について

(1) データヘルスの推進等について

データヘルス計画に基づき、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース（KDB）システムを活用しながら、医療費分析を行うとともに、PDCAサイクルによる効果的・効率的な事業実施を図り、医療費の適正化を推進します。市では主に以下の事業を行っています。

- ① 特定健康診査受診勧奨事業
- ② 特定保健指導事業
- ③ 健診異常値放置者受診勧奨事業
- ④ 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業
- ⑤ 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ⑥ 人間ドック等助成事業

(2) 保険給付費の適正化の推進について

主に以下の事業を実施し、保険給付費の適正化を推進します。

- ① レセプト点検による財政効果向上の推進
- ② 第三者行為求償への取組促進

IV 国保税の設定について

保険税率等は、次の3つの考え方に基づき、設定することとします。

(1) 埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえた保険税率の設定

「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」による保険税水準の統一化を見据え、検討を行う。

【第2期 埼玉県国民健康保険運営方針 抜粋】

- ① 原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとする。
- ② 令和9年度から収納率格差以外の項目を統一できるようにする。
- ③ 賦課方式は、令和9年度には全ての市町村で所得割・均等割の2方式となることを目指す。
- ④ 賦課限度額は、令和9年度には全ての市町村で賦課年度の法定限度額となることを目指す。

(2) 保険税負担と一般会計繰入金のバランスを考慮した保険税率の設定

国保会計においては、独立採算的な事業運営が望ましいが、国保加入者は、高齢者の割合が高く、かつ、低所得者が多いという状況から、一般会計からの法定外繰入を行っている現状にある。しかしながら、法定外繰入は、社会保険加入者から見れば、二重の負担となるため、保険税負担と一般会計繰入金等のバランスを考慮しながら、最終的には赤字を解消できるよう、適切な保険税率を設定する。

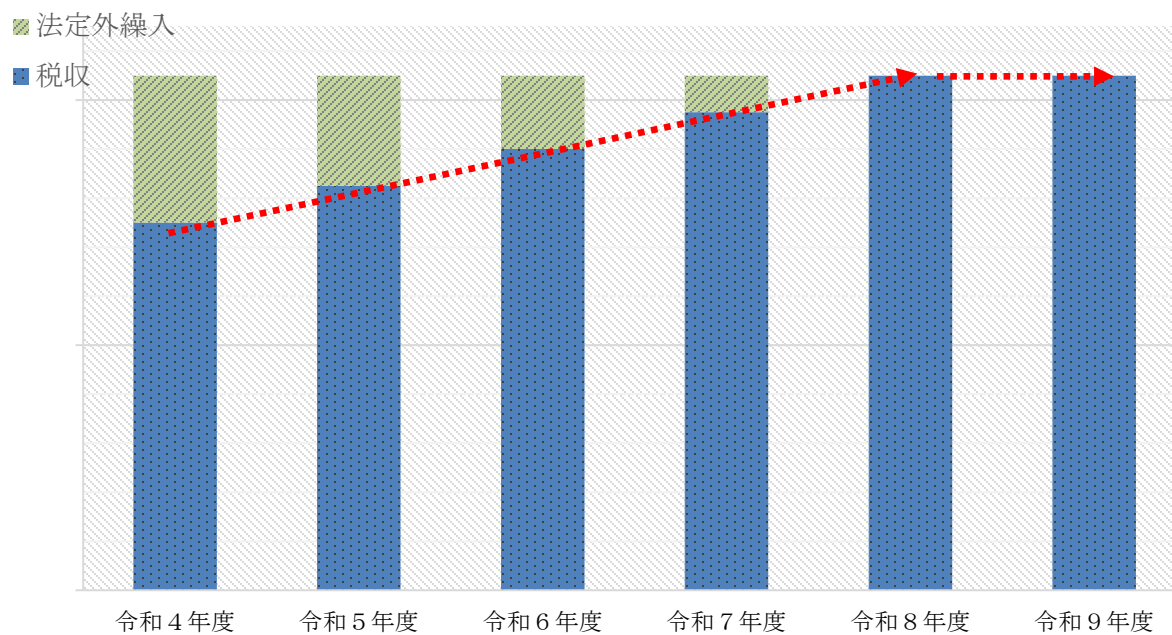
(3) 急激な負担増に配慮した保険税率の設定

国保は、高齢者の割合が高く、かつ、低所得者が多いという構造的な問題を抱えている。

「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」では、課税方式は2方式、応能応益割合は53：47としているが、本市の課税方式は4方式、応能応益割合は70：30となっている。さらに、毎年、標準税率が県から示されているが、この標準税率と現行税率に大幅な差が生じている。

一度に県が示すとおり保険税率等を改正した場合には、被保険者負担が大きく変動し、特に低所得者等に及ぼす影響が大きいことから、急激な負担増に配慮しながら、保険税率を設定する。

保険税設定イメージ



賦課方式	4 方式	4 方式 段階的に 2 方式へ	4 方式 段階的に 2 方式へ	4 方式 段階的に 2 方式へ	2 方式	2 方式
税率	-	段階的に改正	段階的に改正	段階的に改正	(標準)	(標準)
応能応益 割合	7 0 : 3 0	段階的に見直し	段階的に見直し	段階的に見直し	5 3 : 4 7	5 3 : 4 7